

会務運営に 市民の声を

東京弁護士会市民会議 ～第1回会議から～

東京弁護士会市民会議委員

阿部 一正（新日本製鐵株式会社知的財産部長）

岡田ヒロミ（消費生活専門相談員）

紙谷 雅子（学習院大学法学部教授）

草野 忠義（日本労働組合総連合会事務局長）

長友 貴樹（調布市長）

濱野 亮（立教大学法学部教授）

藤森 研（朝日新聞社編集委員） ※50音順／敬称略



弁護士の得意分野を わかりやすく

阿部一正委員

これまで知的財産に関する議論に数多く参加して感じたことは、知的財産を利用する側の権利が強力になっているということである。そして、知的財産の利用者をリードする弁護士の実力が表面に出てきており、今後、弁護士の実力の差が鮮明になってくると思う。実力のある弁護士が多く輩出されるよう期待している。また、企業法務に関わっていると、従業員から、どの弁護士のところに行ったらよいのかと聞かれることが多い。日本でも、アメリカのように、弁護士の得意分野がすぐにわかるような方法があれば便利だと思う。



公設事務所開設で 法律相談が身近に

岡田ヒロミ委員

いままでは消費者は行政によって救済され、自ら司法サービスを求めていくような経験もなければ、知識もないという

司法制度改革審議会意見書は、弁護士会の活動の公益性にかんがみ、弁護士会運営の透明性を確保するために、「会務運営について弁護士以外の者の関与を拡大するなど広く国民の声を聴取し反映させることが可能となるような制度の拡充」を行なうべきであると述べている。これを受けて、当会は、司法制度改革の一環として、会務運営に市民の意見を反映することを目的とする東京弁護士会市民会議を設置した。その第1回会議が5月24日に開催され、委員7名全員が出席した。

初回ということもあり、各委員の自己紹介を兼ね、弁護士や今後の司法制度改革に対するイメージ、その他今後のテーマを念頭に自由にお話いただいた。

各委員ご挨拶の後、正副議長の選任が行なわれ、議長に紙谷委員、副議長に濱野委員が選任された。

弁護士会側から広報・法律相談事業・公設事務所などの説明がなされ、その後、ワンストップ・サービスや隣接業種の問題、72条問題、弁護士情報の開示等について委員から意見や質問があり、これらの現状について弁護士会側から説明した。 ※議事録は東弁ホームページに掲載

状況であったし、行政側も司法へ足を向けさせることがあってはならないと考えていた印象があった。このため司法について勉強する機会がなかった。しかし、司法制度改革のおかげで、弁護士会や司法に対して、とても身近な印象を持つことができるようになった。今後は、私たちも司法を利用する側として真剣に取り組むべきだと思う。特に、消費者問題に熱心に取り組んでいる東京弁護士会が池袋や北千住に公設事務所や法律相談センターを開設したことで、相談者に対し、法律相談を紹介しやすくなった。ただ、30分5,000円プラス消費税が、消費者にとっては第一のハードルのようだ。



法律家に求められる 適応力と説明能力

紙谷雅子委員

日本は毎年4万人以上の法学士が誕生しており、法律の知識を持った人が多くいるのに、裁判員制度に親近感をもてない、よくわからないという意見が多い。法律の知識は、試験勉強のためだけでなく、社会に出てからも法律は社会と関わっていることを学生の段階から伝えたい。また、法科大学院で教えている立場から、これからの弁護士は、実力の差が

出てくるだろう。今後は新しい分野の議論が出てきたときにすぐに適応し、今までにない新しい議論を展開できる能力、また、裁判員制度の実施にあたっては法律家でない人々に理解してもらうために説明する能力が重要になる。従って、よりよい法律家になる努力が非常に要求されていく大変な時代になっていくのではないかと思う。



労使関係に強い 弁護士の養成を 草野忠義委員

司法制度改革が進みつつあることについては、労働組合、労働者の立場から見ても大変いい方向に進んでいると思う。労働の現場から見ると、この10年で個別労使紛争が非常に多くなり、労働組合が独自に弁護士と顧問契約を結び、法律相談を行なっている労働組合が増えてきた。相談件数も年々増え続けている。その意味でも、今後、弁護士と関わっていくことが多くなると思う。また、労働審判制度の発足により、相当事前の準備が必要になり、弁護士の果たす役割のウエートは高い。今後、ますます労使関係に強い弁護士の養成が非常に重要になるだろう。



市民の権利は どう担保されるのか 長友貴樹委員

ここ数年来、市民の地方自治に関する直接参加の意識が非常に高くなっている。この市民の高揚感を受けて、各自治体は、自治条例や市民参加条例をどんどん作りながら市民との距離を近くしていこうと努力している。司法制度改革のパンフレットには、「より身近で、速くて頼りがいのある司法へ」と記載されているが、司法制度改革が我々の日常生活に根ざした部分にどのような影響を及ぼすのか、その中で市民の持つ権利がどのように担保されるのかを聞きたいと思う。「市民会議」である以上、市民は現在どのような考え方をしているのか、自分なりに日頃感じていることをこの会議で述べ

ていきたいと思います。



司法改革の市民への 浸透度に疑問

濱野亮委員

司法制度改革について、100年に1回の改革をやろうということがうたわれているが、それが果たして実現していくのか、実現のためにはさまざまな障害を乗り越えていかなければならないが、一般市民が十分理解し納得してこの改革に面しているかどうかは疑問もある。裁判員制度や弁護士任官など司法制度改革で議論されているいろいろな問題について、必ずしも一般の市民にその情報が伝わっていないような気がする。司法制度改革を実現するために弁護士会の果たす役割は非常に重要な役割をもつ。この会議は自主的な団体である弁護士会が情報を提供し、会議に参加した委員から意見を聞くという貴重な機会だろうと思う。



社会のバランス保つ 役割を評価

藤森研委員

新聞記者として弁護士会や裁判所、検察庁取材し、比較的近くで法曹を見てきた。弁護士会には、良い面・悪い面と両面があるように思う。悪い面として、職能団体ゆえにギルド的な面が見えることがある。例えば、外国弁護士や法曹人口の増加などの問題に際して、ユーザーたる市民の視点が欠けがちだと感じる。良い面としては、1つだけ例を挙げると、ハンセン病のような人権問題、より広く言えば、社会全体の健全なバランスのために弁護士の活躍は大きい。弁護士会が国際人権水準に沿って、日本社会のバランスを保つという非常に重要な役割を果たしていることを強く感じ、頼もしく思っている。東京弁護士会は、日本の4分の1くらいの弁護士が所属する最も大きな実践集団であり、市民社会化のために、在野のプロフェッションとして重要な位置にいると思う。弁護士会を応援しつつも、この会議では率直な意見を述べたい。